

第 11 号議案

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和５２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地方公務員法（昭和２２年法律第６７号）」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）」に改める。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「４５，６５０円」を「４５，４９０円」に改め、同表狭山保育園嘱託医の項中「１８，８７０円」を「１７，９３０円」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、公布の日から施行する。